第二十一条中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に、「第二項本文」を「第二項」に、「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に改める。

第二十三条第一項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「前二項中」を「これらの規定中」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

第二十六条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十三条第一項中」を「第二十三条第二項中」に、「第二十三条第一項前段」を「同条第二項」に改める。

第三十一条の見出し中「管理に関する」を「新設等に要する」に改め、同条中「管理に関する」を「新設、改築又は災害復旧に要する」に、「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の表㈠の項中「除雪（除雪機械の整備を含む。）」を削り、「以下「除雪事業等」を「改築に該当するものに限る。次条第一項の表㈠の項において「防雪事業等」に改め、同表㈢の項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に改め、「㈡に掲げる費用を除く。）」を削る。

第三十二条第一項中「当分の間」の下に、「新設、改築又は災害復旧に要する費用にあつては」を加え、「国が、その一部を負担する」を「国がその一部を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用にあつては、国の負担とする」に改め、同項の表㈠の項中「除雪事業等」を「防雪事業等」に改め、同表㈣の項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に改め、「㈠及び㈢に掲げる費用を除く。）」を削る。

第三十四条の二中「管理」を「新設、改築又は災害復旧」に改め、「又は第二項」を削る。

第三十八条の四第一号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十三条第一項（」を「第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十九条第二項第一号中「聞く」を「聴く」に改め、同項第二号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「聞く」を「聴く」に改め、同項第七号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4　法附則第二項の規定により読み替えて適用する法第五十条第二項の政令で定める道路を構成する施設又は工作物に係る工事は、次に掲げるものとする。

一　道路を構成する施設又は工作物で災害により道路の交通に支障を及ぼしているものに係る当該施設又は工作物の復旧のための工事（災害復旧に該当するものを除く。）

二　防雪のための施設その他の防護施設、橋その他の道路を構成する施設又は工作物で、災害が発生した場合においては道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいものに係る災害の防止又は軽減を図るための工事

三　前二号に掲げるもののほか、橋、トンネル、舗装その他の道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造又は交通に支障を及ぼしており、又は及ぼすおそれが大きいものに係る当該施設又は工作物の機能を回復するための工事

5　第二十一条、第二十三条第一項、第三十一条及び第三十二条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、第二十一条中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業（附則第四項各号に掲げる工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。）をいう。以下同じ。）」と、第二十三条第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」と、第三十一条中「又は災害復旧に要する費用（」とあるのは「、災害復旧又は特定事業に要する費用（」と、同条の表㈠の項中「改築」とあるのは「改築又は特定事業」と、同表㈢の項中「災害復旧に要する費用」とあるのは「災害復旧又は特定事業に要する費用（㈡に掲げる費用を除く。）」と、第三十二条第一項の表㈠の項中「防雪事業等」とあるのは「防雪事業等（改築に該当するものに限る。）」とする。

附則第六項から第十項までを削る。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十二項中「附則第四項及び第五項」を「附則第三項及び第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十三項を附則第八項とし、附則第十四項を附則第九項とする。

附則第十五項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十項とする。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第五条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第五号中「及び工事雑費」を削り、同項第十号を削る。

（都市公園法施行令の一部改正）

第六条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「三分の一を」を削り、「災害の復旧に」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に」に改め、「、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。）の額を控除した額に十分の四・五を」を削り、「それぞれ」の下に「三分の一を」を加える。

附則第五項を次のように改める。

（平成二十二年度の特例）

5　平成二十二年度において都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、次に掲げる工事に要する費用の合計額から、法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該工事に係るものの額と第二十条の規定により徴収される使用料の額に当該都市公園の維持その他の管理（第二十八条に規定する災害復旧事業を除く。）に要する費用の額に対する当該工事に要する費用の額の合計額の割合を乗じて得た額とを合計した額を控除した額に、十分の四・五を乗じて得た額を加えた額とする。

一　園路の舗装工事であつて、都市公園を利用する者の通行の危険を防止するために速やかに行う必要があるもの

二　老朽化し、又は損傷した遊戯施設の機能を回復するための工事であつて、その利用に伴う危険を防止するために速やかに行う必要があるもの

三　老朽化し、又は損傷した管理施設の機能を回復するための工事であつて、都市公園を利用する者に対する危害を防止するために速やかに行う必要があるもの

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第七条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「管理」を「新設、改築又は災害復旧」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（平成二十二年度の特例）

2　法附則第二項の規定により読み替えて適用する法第二十条第一項の政令で定める高速自動車国道を構成する施設又は工作物に係る工事は、次に掲げるものとする。

一　高速自動車国道を構成する施設又は工作物で災害により高速自動車国道の交通に支障を及ぼしているものに係る当該施設又は工作物の復旧のための工事（災害復旧に該当するものを除く。）

二　防雪のための施設その他の防護施設、橋その他の高速自動車国道を構成する施設又は工作物で、災害が発生した場合においては高速自動車国道の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいものに係る災害の防止又は軽減を図るための工事

三　前二号に掲げるもののほか、橋、トンネル、舗装その他の高速自動車国道を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速自動車国道の構造又は交通に支障を及ぼしており、又は及ぼすおそれが大きいものに係る当該施設又は工作物の機能を回復するための工事

3　第十一条第二項及び第三項の規定の平成二十二年度における適用については、同条第二項中「又は災害復旧」とあるのは「、災害復旧又は特定事業（附則第二項各号に掲げる工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。）をいう。次項において同じ。）」と、同条第三項中「又は災害復旧」とあるのは「、災害復旧又は特定事業」とする。